

平成28年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成28年3月15日 午前10時03分開議

1. 出席議員（14名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
5番	三 村 孝 信 君	12番	杉 山 清 君
6番	河原井 大 介 君	13番	小松崎 三 夫 君
7番	関 誠一郎 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
8番	阿久津 則 男 君	15番	根 本 正 典 君
9番	桐 原 健 一 君	16番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員（1名）

2番 片 岡 藏 之 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	仲 田 不 二 雄
企 画 財 政 課 長	鯉 淵 弘 之
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
町 民 課 長	金 長 典 子
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	山 口 利 春
産 業 振 興 課 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	大 貫 忠 男
水 道 課 長	河原井 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均
教 育 委 員 会 事 務 局 長	五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	鯉 渕 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成28年3月15日（火曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

欠席議員、2番、片岡藏之君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人11名を許可をいたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議

事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

訂正報告

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可をいたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　12月議会におきまして、10番小林祥宏議員からの質問に対して、七会診療所の建設費用について1億数千万ということをお答えいたしました。平成27年3月に公表されております七会診療所の建設基本計画におきましても2億円を超えるということで金額が明記をされておりました。お答えにもその旨書いてございましたが、私の読み間違いでしたので訂正をさせていただきます。

今後、お答えにおきまして、読み間違いのないよう気をつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君）　10番。

○10番（小林祥宏君）　ただいまのお答えで了解いたしました。

一般質問

○議長（小松崎三夫君）　それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後のお答えまで一般質問席でお受けくださるよう、よろしくお願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、お答えとも簡潔にお願いをいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願いを申し上げます。

それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君）　おはようございます。

質問に入らせていただきます。藤咲芙美子です。

通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

初めに、甲状腺エコー検査について質問いたします。

私が甲状腺エコーの問題で質問するのは今回が2回目です。

2011年3月11日の福島第一原発事故から5年になります。あれから5年もたつのに、約10万人の避難者たちは、家にも帰れない生活を送っています。私の肉親たちも、ついに家を放棄せざるを得なくなりました。

この原発事故は世界最大級であり、今でも重大な被害を残しています。それは健康にも及んでいることは、2月16日の朝日新聞に報道されましたことでも明らかです。新聞は、「福島甲状腺がん確定116人」との見出しで、18歳以下38万人を対象にした検査で、甲状腺がん悪性、または悪性疑いが167人だと報じています。1986年のチェルノブイリ原発事故の経験から、放射能の被害、汚染が環境や人体に重大な影響を及ぼすことは誰でも知っていることで、だからこそ皆さんの不安が広がっているのだと思います。一般に、がんは5年、10年といった長い時間をかけてあらわれます。そして今年がその5年目です。

さらに見ると、この今回の調査結果について、原発事故の影響とは考えにくいというグループが事実あります。人が浴びた放射線量と人体への影響にきれいな相関関係が見出されない限り被害を認めないという理屈で、国連の原子放射線の影響に関する国連科学委員会、つまりアンスケアという機関も、福島原発事故については同じような態度をとっています。日本政府も同様の立場です。

しかし、これでは小さいお子さんを持つお母さんたちの不安を解消することはできません。事実、チェルノブイリでは、事故から30年近くたった今も、多くの人たちがふるさとに帰れない人や、健康障害に苦しんでいる人たちがいます。成人だと消化器系や心疾患など出現し、子供だと内分泌系、代謝系、免疫系疾患から造血器官の疾患、先天性異常など、診療科目は多岐にわたっています。原発事故による影響は、決して甲状腺がんだけではありません。

アンスケア報告によりますと、福島第一原発事故による放射線誘発性甲状腺がんの発生はないとしていますが、ウクライナの専門家は批判しています。それは放射線量と人体への影響ははっきりと絵に描けるような相関関係が認められなければ被害を認めようとしません。それから被曝線量には内部被曝が考慮されていないではないかというようなものでした。このような批判の中で、アンスケアも2006年の報告では、免疫系への影響が大きいと明記しています。

放射能被害に関する不安は町内のたくさんのお母さん方から聞きます。この不安を解消する義務が町にあるのではないかと思います。専門家や政府が原発事故と関係がないと幾ら声を大きく言っても、町民の不安が解消するわけではありません。ぜひ、甲状腺がんの検査を実施されるようお願いしたいと思います。

ちなみに、この検査の財源は、原発事故関係、子供の生活支援として復興特別交付金で手当てされるということです。これは私たち共産党議員が、総務省自治財務局の担当者と話し合いを持ち話されたことです。それによりますと、北茨城市の甲状腺検査については、

震災特別交付税で措置をしました。ほかの団体からも超音波検査が上がってきていますので、そこも災害特別交付税措置をすると答弁しております。さらに復興特別交付税措置は、27年度に終わり、現在は延長期間に入っているそうです。延長期間は32年度までで、特定被災地方公共団体なら放射能の濃度には関係なく対象になると答えています。特定被災地方公共団体は茨城県内に36市町村あり、当町も含まれています。このように甲状腺エコー検査を実施することに財政的な懸念は必要ありません。あとは町長が実施するというゴーサインを待つだけです。

町長、町民の間には、根深い不安が存在しています。放射能の影響はないということを受けて5年、10年後に発病したとき、町長はどのように責任をとりますか。第一責任をとることができますか。命、健康はお金で買えるものではなく、どんなものにもかえがたい重さを持っています。今、問われているのは、命を大事に考えるかどうかです。町民の中に広がっている不安を少しでも軽減するのが行政の最大の仕事です。町長の決断を聞かせていただきたいと思います。

1回目の質問です。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、1番藤咲美子議員からの質問に対して回答させていただきます。

福島県第一原発事故発生から5年が経過しようとしておりますが、城里町におきましても、シイタケに放射線の影響が出まして出荷停止が続いている状況にあり、依然、原発事故からの影響は残っているという状況でございます。

ご指摘の甲状腺エコー検査につきましては、茨城県内で9の市町村が実施をしております。北茨城市、高萩市、東海村、龍ヶ崎市、常総市、つくば市、かすみがうら市、牛久市、大子町において甲状腺のエコー検査が行われております。このうち北茨城市におきまして、2歳から18歳まで検査したところ、3人ががんであると診断されたというふうに聞いております。

さて、城里町においてですが、これまで財政的な負担のことを心配しておったところなんです、ご指摘のとおり震災復興特別交付税で措置されるということであれば、実施に向けて実際のやり方を考えていきたい、研究していきたいというふうに思っております。甲状腺エコー検査は誰でもできるわけではなくて、町内のお医者さんに相談したこともあるんですが、町内では甲状腺の専門家の医師がいないということで、もし、やるとすればバスで町外へ出て行ってやるという方法にならざるを得ないと思うんですが、そういったやり方を研究したいと考えております。

ただし、震災復興特別交付税で全額措置というのが多分されるだろうと思うんですが、されるかどうかは4月中旬に省令で決まるというふうに伺っておりますので、その省令を

見て、100%交付税措置されるというのが確認されたら、それを受けて、やり方を考えていきたいと思っております。早ければ28年度のどこかの補正予算で措置できたらいいというふうには思いますが、ちょっとそういった形で検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 財源の不安はないと思います。全額負担してくれると思います、聞いてきましたので。

町長のこれは政治生命が欲しいわけでもなく、その人の健康、健全な命が欲しいわけです。地方自治体の重大な仕事は、町の安全・安心を確保することではないでしょうか。交付税措置対象は特定被災地方公共団体として全国に178市町村、茨城県内では36市町村、城里町も当然含まれていますが、それは震度6以上、全壊戸数一定規模以上とか津波2.4メートル以上ということで対象になっていますので、財源や検査方法については、町はもう方法が見つからないということもあるかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、国の担当の方は、申請があればそれに応じるとははっきり言っておりますので、私もその場において聞いてきましたので、しっかり受けとめてもらっています。この城里町は、この対象なので、あとは町長がやると決めるだけです。それだけで本町の若いお母さんたちが、震災以来ずっと抱えてきた不安から解消されるのだと思います。

NHKの時論公論2月17日のものですが、福島県民の健康調査については有識者の検討委員会が中間報告のまとめとして出しています。この事故から3年以内、30万人に対しエコー検査が行われました。1巡目のエコー検査では115人、2巡目のエコー検査では51人、166人に甲状腺がん悪性、悪性の疑いの結果が出されています。それでもなお中間取りまとめでは、福島の被曝が少ないことや、がん発見まで短いということで、放射線の影響は考えにくいという見解を、まだここでも出しておりました。

しかし、1巡目のエコー検査で115人のうち101人の人が既に手術をしています。このことについては本当に手術すべきだったのか、実は命にかかわらないのではないかという意見もありました。背景に甲状腺がんの生存率の高さというのはあるにせよ、この意見は不安を抱えている家族の思いを無念にした言い方でした。しかし、最終的に解説委員も「がんのリスクが今後も存在することは否定できない、原発事故によるリスクを住民が不安に感じるのは当然だ」と締めくくっておりました。

原発事故とは直接関係がないとはいえ、実際に甲状腺がんが通常の40倍も50倍もの割合で発症しています。異常に高い発症率です。だからお母さん方の不安が大きいのです。チェルノブイリにかかわる医師は、甲状腺がんはもっと少ない放射線量でも発症すると述べています。甲状腺がんは早期にリンパ節に転移し、その後、ほかの部位に転移する可能性

もあるのです。

私は、数日前に福島市内で動植物の検査をした放送に衝撃を受けました。ツバメの尾羽にチェルノブイリと同じような異常が見られました。また松の枝にも異常があったということです。これもチェルノブイリと同じ被害でした。私が一番衝撃を受けたのは、野生の猿にも異常が見られたということです。骨髄に異常があるということは、血球細胞が侵されているということであり、再生不良性貧血の症状に見舞われます。これは前がんの状態です。そのまま放置すれば白血病になります。ウクライナには野生の猿はいないそうですから比較はできませんけれども、この調査は軽視できないと思いました。

町長、このような状況が出ていることをどうお考えですか、町長の決断をお聞かせください。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

答弁としては繰り返しになるんですが、まず財源の確認をしっかりと執行部としてほしいと思っております。震災復興特別交付税に関する省令が毎年4月に改正されるようなので、その4月の省令改正を確認して、28年度以降の甲状腺エコー検査を当町で行った場合、100%、国から交付税措置されると、要は町の持ち出しがなしで検査ができるということ、まずしっかり確認したいというふうに思います。その上で、今度は町内のお医者さんは、残念なことに子供に対する甲状腺の検査を行うような、そういう専門のお医者さん、いませんので、お医者さんをお呼びか、でも恐らくわざわざ来てくれないと思うので、やると仮になった場合は、お医者さんのいるところに、こっちからバスでみんなで行かないといけないと思うんですけれども、ですので、じゃ、どういうお医者さん、どこだったら引き受けてくれるのか、そのための費用は幾らなのか、検査費用以外のバス代も交付税措置されるのかどうかなど、いろんなことを確認しなければいけないと思いますので、そういったことを研究していきたいと、そういったやり方を研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） やっぱり、まだ財源的な不安、100%出せなくなるのかとか、今、検査の方法がというようなことを答弁されましたけれども、北茨城市では甲状腺がん、財源がない状態でも、町の不安があるということで市長が決断をしたそうですけれども、私から一つ一つ、延々と北茨城市の状態を報告するというのではなく、町のほうで、北茨城市ではどのようなことをやったのかの確認をして聞いていただければ、方法も見つかるのではないかと思いますので提案しておきます。

甲状腺がん検査を実施するに当たって支障となるものはほとんどありません。財源は国で保障してくれます。先ほどから申し上げていますが、お金の問題ではないです。お父さん、お母さんの不安を払拭するという気持ちは、町長にありますか、そのところだけちょっとお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 最後のご質問は、子供を持つお父さん、お母さんの不安な気持ちを払拭するという気持ちがあるかどうかということですが、私も人の親ですから、そういう不安、お父さんやお母さんの不安を払拭したいという思いはあります。

ただ、何度も繰り返しになっちゃいますが、一般財源で全部突っ込んでやるのがいいかどうかとか、そういったことは、また別の議論がまた生じてまいりますので、財源の不安というのもきっちり確認した上で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 不安はありません、よろしく願いいたします。

ここまで申し上げていますので、甲状腺がんについては、しっかりと検討、北茨城市を参考にさせていただきたいと思えます。

2つ目の質問、子供の医療費完全無料化と高校生までの対象拡大についてです。

子供の医療費の完全無料化について伺います。

その町にどのような子育て支援策があるか、その内容はどのようなものか、今、若いお母さんやお父さんたち、これから子育てをしようとしている人たちは重大な関心を持っています。それらの情報がSNSの中に飛び交っているという話も聞きます。私はそのような状況も踏まえて、子供の医療費の完全無料化を図ることについて質問をいたします。

城里町では、医療福祉費支給制度の中に、町独自の単独事業、特例小児の制度があり、中学校卒業まで、町の補助事業によって無料化が実施されていますが、1医療機関、月2回まで、1回600円の窓口負担が必要で、医療費の完全無料化とは言えません。医療費の完全無料化をうたい文句にするなら、ここを改善する必要があると思えます。言うまでもなく、子供は病気にかかりやすく、熱を出したり、けがをしたり、医療機関に受診する回数が多く、医療費もかさみます。安心して子育てする環境を行政として整えることは、若い人たちの移住を促進し、当町の人口減に歯どめをかけることに資するのではないかと考え、ここに提案し要望するものです。

2014年7月、厚労省が発表した2012年の時点の子供の貧困率によると、この貧困というのは食料がなく、飢餓状態に置かれ、生命の危機にさらされているような絶対的貧困とは違い、直ちに飢餓に結びつくものではないが、お金がないことで困窮した生活を強いられ、

現代社会において大半の人が持っているものや人のつながり、本来受けられるはずの教育や成長の機会、進学や就職の選択が損なわれていることを指すのだと思います。つまり厚労省の発表は、今6人に1人の割合でそういう貧困の子供がいるということです。この貧困はなかなか表面には出にくく、実態をつかみづらいというのも特徴です。

そういった家庭の子が、例えば病気になったりけがをしたとき、真っ先に医療機関の受診を考えつくでしょうか。私はまず医者にかかるかどうかを迷うのだと思います。迷った末、医者にかからずに済めばいい、そうであってほしいと思うのではないのでしょうか。そして医者に行かず、つまり初診料1医療機関月2回まで、1回600円を払わないで済んだのですから、そのときはよかったと思うかもしれません。しかし、その子の病気がそれで直るような軽い病気だったら、それで済むかもしれませんが、重い病気が隠されていたとしたら大変です。私はそういうことがあってはならないと思っています。早期発見、早期治療は、医療費削減の大原則だと思います。早期に十分な治療を受けていれば医療費も少なくて済みます。ご家族も安心して暮らせます。私も医療現場で40年、そういった患者さんを見てきました。子供が急病になり、どうしようと焦っているとき、まず財布の中身を確認めるのではなく、財布を持たなくても速やかに医者に連れていけるような応援が必要です。

過日、「NHKスペシャル」という番組で、「安心子育ての処方せん」と銘打って、岡山県奈義町の紹介をしていました。それによると奈義町では10年間の徹底した子育て支援によって、合計特殊出生率が1.41人から2.81人に増加したそうです。子供の医療費に関しては高校卒業まで完全無料化、予防接種もほとんどが無料で、子育て世代に大変喜ばれている様子が放映されていました。この町だからこそ安心して子育てができますとの感想が印象的でした。

県内でも平成27年1月1日現在、対象の年齢の違いはありますが、16市町村で外来受診の自己負担はありません。城里町でも完全無料化の検討をお願いいたします。2年前も、私はその質問をしました。そのとき検討しますとの答弁をいただきました。その検討のその後をあわせて答弁を願いたいと思います。

次に、医療費助成の対象を高校生まで拡大することについて伺います。

少子化対策や人口減に歯どめをかけるためにと対象年齢を高校生まで拡大しているところが増えてきています。県内でも大子町は少子化対策を町の重要な課題として、医療費の完全無料化と高校生まで助成対象を拡大して、子育てに係る経済的負担を軽減しています。神栖市もこの4月から実施するそうです。子供を安心して育てられる環境を整えることは重要なことです。子育て環境の整備は、今、町を売り出す重要なポイントになると思います。城里町ももっと子育てに優しい町になるよう、子供の医療費の無料化と高校生までの対象年齢の拡大に取り組んでいただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に対して回答をさせていただきます。

まず、どれだけ子育て支援を積極的に行うかで出生率が変わってくるということについては、私も全く同感でございます。やはり子育て支援を一生懸命やっている地区におきましては、出生率が高いというのは、いろんなところで指摘されているところでございます。平成28年度の当初予算におきましては、そういった事例も鑑みまして、5歳児の保育料及び幼稚園の料金の無料化、あるいは学校給食の個人負担金額の引き下げ、それから高校生への通学支援といったメニューを今回織り込んでおりまして、城里町における子育て支援策を打ち出したところでございます。

さて、子供の医療費についてということで、こういった子育て支援策、どこにお金を使うかということで、いろんな議論がありまして、子供の医療費に使うべきというご議論も大変参考になるというところがございます。限られた財源の中で、どこにお金を使っていくか、順次対象を拡充していかなければいけないのではないかとというふうに考えているところですが、今年度予算におきましては、さまざまな子供・子育て支援のご要望をいただく中で、さっき言ったように高校生の通学費、小・中学生の給食費、それから幼児に関しましては5歳児の保育料、幼稚園料金というところの3点を選びまして、子育て支援策を開始させていただいたところがございます。医療費についても、今後、研究をしていきたいと思っております。

実際に、こういった市町村において子供医療費の無料化が行われていて、それを城里町において行った場合、どれぐらいの財政負担があるかといった金額面につきましては、保険課長より答弁をさせます。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長大曾根直美君。

〔保険課長大曾根直美君登壇〕

○保険課長（大曾根直美君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

18歳まで完全無料化で実施した場合に、当初予算でいきますと2,200万円の増となります。今、完全無料化で行っているところは、18歳までですと大子町が完全無料化となっております。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 私、金額を求めたわけではないんですが、2,200万かかるということなんですけれども、私は、こういう医療費とか、それから子育てをすとかというのは、金額の問題ではなく、町長の姿勢なんではないかと思うんです。どういうところに中心点を持っていくのか、そういうところだと思うんです。財布を持たなくても医者に

行けるというのは、本当にその町に住んでいる人は大変ありがたいと言っているんですね。財布を探す必要はありません。さきの奈義町の例のように、小さな自治体であっても子育て支援を実施し、アピールすることによって町の未来が開けるのだと思っております。

当町も先ほど町長からの答弁もありましたけれども、5歳までの保育料無料化、また給食費の減額に踏み切りましたね。それにあわせてアピールしていくことが大切だと思いますので、その件に対してもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に再度お答えをさせていただきます。

本当に、私も子供を持つ親として、本当に医療費が無料だったらすばらしいというふうには感じるところであります。一方で、自治体の経営者という立場もありまして、何でもかんでもどんどん、財源の根拠なしに無料化をとめどなく進めていってしまうと、やはりそれも持続性がなくなってしまうということで、今回、子育て支援策を打ち出すに当たって、一方で財源の捻出も行いました。例えばいろいろ反対もございましたが、桂老人センターややまゆり荘を閉めさせていただいたり、あるいは支所に24時間365日の有人での警備というか、常駐の警備員さんがいるんですが、それを機械警備に切りかえて、その費用を縮減したり、あるいは庁舎の管理費関係でも、清掃を年間6回、この本庁舎も業者委託による定期清掃の回数を年6回から2回に減らしたり、そういったこまごまとした節約を積み重ねまして、何とか財源を捻出して、今年こういった大きな子育て支援策を打ち出したにもかかわらず、去年と全くほぼ同じ97億という予算編成で子育て支援策を新たに打ち出すことができたわけですね。

ということで、子供の医療費をやるには2,200万円必要ということで保険課長が答弁しておりますので、子供の医療費無料化をやるときには、やはり2,200万円、これを削って、安定的にできるというのを歳出削減の出どころを見つけなきゃいけないわけですね。そういうわけで、今年は歳出削減を見つけることができた範囲でやったわけですが、またさらに2,200万円やるということであれば、何か責任を持って安定的なものを見つけなきゃいけないというふうに思っています。見つけたいなというふうに思っておりますので、今年度については、そういうことをご理解をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 再度申し上げます。いろいろ町を運営するのは大変だという町長の気持ちはあると思うんですが、私たち人間は生きているんです。健康が大事なんです。健康をどこまで見守っていくか、守っていくか、それは町の長の役割ではないか

と思いますので、そんなに待っていることはできません。今年度は無理だということであれば、来年度、ぜひ入れていただきたいと思っております。

じゃ、最後の答弁、私は再度、高校までの無料化、ぜひお願いしたいなと思っております。同じ答弁でも結構です。3度目の答弁お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本当に同じ答弁になって申しわけないですけども、子供医療費無料化という藤咲議員の訴え、しっかり胸に刻みました。財源のことがありますので、ちょっと今年、今年度の予算については計上されておられません、そういった事情もご理解いただきたいというふうに思っています。藤咲さんの思いというのも、しっかりと理解いたしましたので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ぜひ実現できることをお待ちしております。子供は健康が大切です。健康でいられるのは町長の責任でもあるんです。ぜひ、よろしく申し上げます。

次、最後の質問になります。高齢者健診についてお伺いいたします。

後期高齢者の健康診断についてお聞きいたします。現在、40歳から74歳までの特定健診項目は、1、問診、2、身長、体重などの身体計測、それから血圧、尿検査、貧血・肝機能・腎機能などを調べる血液検査、それから心電図、眼底検査、腹囲測定、の8項目が行われております。一方、75歳以上の健診は5項目のみで、問診、身体計測、血圧、検尿、血液検査ですが、この中の血液検査には貧血検査が含まれていません。この5項目の健診は、現在、無料で実施しています。しかし、特定健診で実施している心電図、眼底検査及び血液一般といわれる貧血検査は高齢者健診では有料とされているわけです。

私はここに大きな疑問を感じています。後期高齢者の名のもとに検査項目を減らされ、健康診断まで差をつけられていると思います。腹囲測定は健診項目からも除かれています。この有料の3項目は希望者のみですが1,750円の自己負担が課せられています。75歳以上の高齢者だからといって、心電図、眼底検査、貧血検査、腹囲測定を受けなくてよい理由は何1つありません。心電図検査による早期発見は、早期治療が期待できる重要な検査です。高齢者がほかの病院に受診して検査しているからという口実で健診を抑制するようなことがあってはなりません。重複受診の心配をするなら、問診において当人に確認をすればよいことです。現にその4項目は、県内44市町村のうち12の市町村が自治体の努力で自己負担なしの健診を行っています。当町として、一律自己負担なしの健診に踏み切る努力をしていただきたいと思います。

高齢者は低所得者が多く、保険料も払えず、短期保険証を受けながら食費を切り詰めて暮らしている人が多いです。その上、年金は減らされ、消費税の増税でますます苦しくな

っているのが現状です。定期的に受けられるはずの特定健診と同様の検査を無料で受けられるなら病気の悪化も防げるものです。高齢者にも自己負担なく特定健診と同じ項目で受けただけで、早期発見、早期治療に結びつき、結果的には医療費の削減につながります。町長の努力で検査の拡充と、さきに申し述べた4項目の検査の無料化を求めたいと思います。

また、高齢者健診の人間ドックについてですが、40歳から74歳までの人間ドックの1人当たり自己負担は、現在1万3,000円から4,000円です。これに比べて75歳以上の高齢者は全額が自己負担となり、1回の検査料は4万1,000円から2,000円を高齢者が自己負担しなければなりません。高齢者には低所得者の方も多く、実際に負担をするとすると、家族の方が負担をすることになると思います。家族の方に遠慮して受検しないという方もおられると思います。高齢者は健康や長生きを望んではいけないのでしょうか。高齢者が家族に遠慮なく健診を受けられるシステムが、この町に必要です。75歳という年齢だけで区別、差別されることは胸が痛みます。自己負担の軽減を求めます。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、質問に回答させていただきます。

25歳以上の高齢者健診につきましては、後期高齢者医療広域連合から問診、身体測定、血圧、尿検査、血液検査の5項目の委託を受けて、町の健診において無料で実施をしております。ご指摘のとおり3項目、心電図、眼底検査、貧血検査については、希望者に有料で実施をしております。この3項目の検査も無料化にしてほしいというご質問でございますが、近隣市町村の動向や財政状況等を踏まえ検討をしてみたいと思います。

近隣市町村の動向については、保険課長より答弁をさせます。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長大曾根直美君。

〔保険課長大曾根直美君登壇〕

○保険課長（大曾根直美君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

近隣市町村の状況であります。町長から先ほど答弁がありましたとおり、広域連合から委託を受けて実施をしておりますので、その中で無料で行っている市町村が13市町村ありまして、希望で行っている市町村が4市町村ありまして、合計で17市町村が無料という形で行っております。

以上であります。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） 近隣の市町村にも17市町村と、徐々に多くなってきております。

決してできない不可能な数ではない、そう思っております。

健診について、ちょっと言いますけれども、有料検査でほかの病院にかかっているからといって、受けなくていいというようなことではないんですね。眼底検査では、眼科の診療内の検査のみでしかやりません。心電図はとりません。心電図については内科で検査できますけれども、眼底検査はいたしません。貧血検査は内科でできますけれども、貧血のみの検査は、よほど症状が出たときとります。症状によっては区分をし、セットで貧血検査と生化学まで採決するのが一般的です。したがって、病院にかかっているからと除外するのも適当ではありませんし、有料検査を無料に、自己負担なしに検査ができるよう再度求めていきたいと思っております。そして、75歳以上でもドックの補助が受けられるような努力をしていただきたいと思っております。

また、関連することなのでお聞きいたします。平成28年度の人間ドック、脳ドックについてですが、40歳から74歳の方の人間ドックの自己負担1万3,000円が2万850円に引き上げられます。脳ドックの場合、前年度から一気に1万750円も引き上げるというのは、余りにも理不尽で、到底、町民の理解は得られないと思っております。なぜこのようなことをするのかお尋ねしたいと思っております。

近年、ドックの受診希望者は多くなっていると聞きます。ある人は今まで自分の体のことを顧みず仕事に打ち込んできたので、退職後にドックを受けて健康を維持したい、そのような声は大きいと思っております。そのようなとき、受診人数が多くなったからと、町に負担がかかり過ぎるからといって、せっかく健康を維持しようとする住民を裏切る行為と考えられます。その人の人生プランを打ち壊すものだと思います。そういう人たちを応援するのが自治体の役割だと思います。どこにお金を使うのかが問われます。ぜひ、自己負担の軽減を求めたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員からのご質問に回答させていただきます。

健康診断の特に人間ドック関係の費用ですけれども、予算総額としては前年同額で、ただし受診人数を200人から300人に増やしたということでございます。

その趣旨は、例年、城里町の人間ドック関係の補助率が他市町村に比べて極めて高く、大体1日でほとんど補助申請、全部満員になってしまいまして、逆に朝一番で並べなかった人から、私も人間ドックを受けたかったのに受けられなかったと。もっと対象人数を増やしてほしいというようなご意見があったものですから、ほかの市町村の補助額等も参考にしまして、同じ金額の予算で、もっとたくさんの人間が補助を受けられるようにしたほうがいいということで、今回のような料金設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） どうしても、やっぱりお金がない、お金がないで通してしまうようなところは聞かれますね。全体的にお金がなければ何もできないというのは、とても悲しいことです。どこに力を入れるかが町長の気持ちだと思うので、私はとても残念に思います。

しかし、私の質問によって、少しでも改善できるということであれば改善していただきたいなと思っております。高齢者の健康志向は強くなってきております。受診したい、必要ない、家族の対立性を生みかねませんね。受診をしたいんですけども、必要ないんじゃないかというようなことを家族を言われて、いや、受診したい。じゃ、お金どこから出すの、お金ないでしょう、年金少ないでしょう、どこから出すのよというような対立ですね、そのような対立を生みかねません。

例えば財源についてですが、町発注の大型工事20億円以上のものが落札率99%以上で落ちておりますね、それが1%下がっただけで2,000万円が捻出できるんです。少ないお金、何に使うか政治姿勢として問われるのではないかと思います。再度答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

20億円の工事が99%で落札というのは、それは私が着任する前の、多分この本庁舎の工事のことだと思われまので、ちょっと私としては答弁をしかねるところでございます。

お金がなければという話ですが、まさしく、もし今年度は97億予算で、来年度も97億で予算を組んでいるわけですが、これを100億、百何億というふうに、どんどん財政の規模を大きくしていけば、それは確かにお願いされたことはどんどんできるわけですが、やはりそれは収入と支出のバランスを崩すことは、短期的にはできるかもしれませんが、長い目で見たら、やっぱり立ち行かなくなってしまうわけで、やはりある程度、与えられた範囲内で安定的にやりくりできるなという範囲内でやっていくわけでございます。

ちなみに、繰り返しのなってしまうんですが、人間ドックに関する補助に関しても、今、200人受けているけれども、受けられない人がもっといると。それを300人に増やしたいというふうに考えたときに、じゃ、どうするかというと、1人あたりはちょっと薄くなってしまいうんですが、補助額を引き下げて、補助対象人数を増やすということで、同じ予算内で人数を増やすという判断をしたわけでございます。どうぞご理解のほどをよろしく願いしたいと思います。

○1番（藤咲芙美子君） 以上で私の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、5番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可をいたします。
5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは、通告により一般質問を始める前、執行部のほうへ通告してある七会中学校跡地利用構想についての資料、それからあと常設型住民投票制度に向けての配付資料等があれば、議長のほうの許可を得て、各議員に配付をお願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいまの答弁の資料を配付してよろしいでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） はい。

○町長（上遠野 修君） それでは、資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、どうぞ。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは1問目、七会中学校跡地利用に関する活用構想について、町長の考えをお尋ねいたします。

七会中は、平成27年3月に閉校されました。地元の跡地利用に関するアンケート等が丁寧にまとめられています。その中で、七会地区のご意見のまとめとして、町は七会地区の活性化につながる施設として、七会中を教育、スポーツ、文化活動の拠点として町民が集い、交流ができるような機能を備えた施設として、また災害時の防災拠点として住民が活用することを望んでいるが、取り壊しや売却はほとんど誰もが望んでいないというような認識のもと、七会中学校周辺、跡地周辺の公共施設の統合と、それからスポーツプラザとしての利活用ということで、今回、ホーリーホックの誘致ということに町長はかじを切ったと思われまます。

町長の率直なホーリーホックに対する思い、それからまたホーリーホックの会社の概要等、そしてどのような施設を整備するのか。また、事業の効果や今後のスケジュール等を、まず第1点目はお聞きしたと思います。それを聞いた後で、詳しいことについて再度質問をしたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

以上で1回目の質問です。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、5番三村孝信議員のご質問に対して回答をさせていただきます。

ご質問は、今回の七会中学校跡地利用計画の事業の効果やスケジュールについて。それ

から水戸ホーリーホックに対する考え方といったことでご質問をいただいたというふうに理解をしております。

まず、七会中学校の跡地の将来像について、私は大変明るいイメージを持っております。ぜひ想像をしていただきたいと思います。ある日、住民の方々が、例えばお料理教室に七会中学校の跡地にやってくると。そこで皆さんもご存じのすばらしい設備のもとでお料理教室を受けていると。そして、その校舎から外を見ると、そこではプロのサッカー選手が練習をしている。

一方で、たまたま住民票を取りに来た住民が、またそこで手続を行っているんですけども、待ち時間、ただ待っているだけじゃなくて、サッカーの練習を観戦しながら手続が終わるのを待っている。そういった中で、お料理教室に来た人、あるいは行政手続に来た人、あるいはサポーターの方でサッカーの練習を観戦に来た人、そういった方が同じ七会中学校の跡地のところで交差するというか交流するというかが生まれると。

そういった中で、単に跡地利用、空き校舎が文化活動の拠点であり、あるいは行政活動、あるいは支所というのは、いざ地震があったときには避難所だとか防災活動の拠点にもなりますから、そういった機能も持ち、人々が交流し、さらにまた新しいプロサッカー球団というのが入ってくることによって、町外からの新しい人の流れも生まれてくると。そういった中で七会地区の活性化、ひいては城里町全体の活性化やPRにもつながるというふうに考えておりますので、大変有意義な計画であるというふうに私は確信をしまして、今回の計画を皆様方にお示ししているところでございます。

茨城県内に、いろんな団体がありますが、年間10万人以上、お客さんを呼べる団体というのが何があるでしょうか。例えば水戸フィルハーモニー交響楽団ということで、世界の小澤さんが指揮棒を振っていらっしゃいますけれども、多額の運営経費を出して、一体どれぐらいのお客さんを自治体の外から呼べるでしょうかということですが、茨城県には鹿島アントラーズと水戸ホーリーホックしか年間10万人以上、お客さんを実際に動員している団体はないと思います。やはりプロスポーツの持っている集客力、動員数というのは、ほかの団体の追随を許さない、そういった大きな集客力を持っていると思います。

今回誘致するのはスタジアムじゃなくて、クラブハウスですから、もちろん一度に何千人という動員があるわけではございませんが、ただ、やはりそういったたくさんの人から愛されている団体の拠点が城里町にやってくるということが、町の活性化や交流化に資する、そういった効果は大きいものと考えております。

このような計画を、これから進めてまいりたいと考えておりますが、大まかなスケジュールとしましては、今回、議会で設計費の承認をいただいて、そして来年、平成28年度1年かけて計画を煮詰めていきまして、要所要所で住民への説明、あるいは議会への説明を行い、来年度29年度に本格的な工事を行って、30年度には施設として活動を開始しているということで考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 続いて、今、町長の考えている、理想とする水戸ホーリーホックと、それから七会地区が融和して、非常に素晴らしい文化施設、スポーツ施設を目指したいという考え方は理解できました。

さて、そこで次にお伺いするのは、先ほどお話がありましたが、財源というか、やはり事業を起こすためには予算が必要になってくると思います。今回、設計の予算を計上するに当たっては、今後の施設概要、また整備概要ですか、それについては当然、役場内でも検討されていると思います。細かい数字は求めませんが、整備概要として、例えばグラウンド整備をすれば暗渠工事とか芝生工事、そういったものにどれぐらいを見込んでいるのか。また校舎の改築、それには事務室や更衣室、それからシャワー、トレーニング、ミーティングとか、そういったことが考えられると思うんですが、それらについてのおおよその予算。

また、それを手当てをするために、どのような整備資金を考えているのか。合併特例債事業の起債というような話も聞いているんですが、充当率が95%、また交付税措置で70%ぐらいだということになると、一般財源からの持ち出しはどれぐらいになるのか。

最後に、一般財源の手当てとしては、町長はどういったものを削減するか、または補うと考えているのか、その辺を細かい数字までは望みませんが、ひとつ答えられる範囲で結構ですからお願いをいたします。

以上、2点目です。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、質問に回答をさせていただきます。

まず、施設の整備費がどれぐらいかかるかということですが、これは正確にはもうちょっと住民の皆さん方の意見を聞いて、部屋割りだとか、そういったものをしっかりと決めていかないと正確な金額がちょっと申し上げられないことと、まず、ですから幅を持っているということを申し上げさせていただきたいと思います。

例えば公民館機能が七会中に移ってくるわけですが、公民館は全ての部屋にエアコンがあるわけですがけれども、一方で中学校の校舎には全ての部屋にエアコンがないわけですから、どこまで空調を入れていくか。あるいは例えば和室をつくるのに当たって、単に畳を敷いておけばいいというんだったら、それだけかもしれませんし、ちゃんと壁にある黒板もはがして、ロッカーも取り外して、和室としてのきちっとしたしつらえをしようとする、その分だけ工事費が上がってくるわけで、いわゆるどこまでやるかということによっ

て移転費用というのは変動してくるということでございます。

そういう意味で、かなり施設整備費というのは幅がまだあるわけですが、大きく見て、最低、今回の話を全部整備するのに1億5,000万から2億5,000万ぐらいの工事費はかかるんじゃないかというふうに見ております。まだちょっと正式に決まっていない、また数字の訂正という話をされるということになることを恐れずに、ある程度幅を持って言うと、それぐらいの幅はあるんじゃないかというふうに考えております。

仮に一番上、例えば仮に2億5,000万かけるとして、どういう財源内訳でということになると、現在考えておりますのは、スポーツ振興くじ助成金、t o t oのほうで4,800万円ぐらいの補助金をいただけないかというふうに考えております。それ以外に合併特例債を活用して、そちらのほうから残りの金額を出します。合併特例債に関しましては7割の交付税措置、補助が返ってきますので、町の自己負担は、こういった財源構成でいけば6,700万円程度の町の持ち出しになるのかなというふうに思います。

ちなみに、参考までに北方小学校に関しましては約1億5,000万の工事費がかかっておりまして、5,000万程度が町の持ち出しで、1億円ぐらいが県からのお金をいただいて、県の工事として行っているということで比較をしていただければというふうに思います。まだちょっと確定的な数字でないのもので、そこはご了承いただきたいと、繰り返し申し上げますが、ご了承いただきたいというふうに思っております。

仮に支所や公民館を単独で建てかえをしても、数億円はかかるのではないかと思います。それを考えれば、支所、公民館、やまびこの郷、さらにホーリーホックのクラブハウスの誘致といったことも全部合わせて、その金額ということであれば、決して高いものではないというふうに考えております。

また、仮に2億5,000万かかったとして、6,700万円の自己負担額に対する財源をどう考えるのかということですが、今4つ施設を維持しているだけで毎年6,000万ぐらいかかっております。支所、公民館、やまびこの郷、七会中の維持管理費、人件費等、その他電気代だとか機械警備だとか、その他草刈りだとか、さまざまな維持費を見ますと、大体6,000万以上は毎年かかっております。それが4施設を統合すれば、恐らく天然芝のすばらしいグラウンドを維持したとしても、これもまたどこまで人件費を見るかというところもあります。1,500万から2,000万ぐらいは、恐らく維持費が縮減できるのではないかと思います。そうすると6,000万の整備費の自己負担についても四、五年の経費削減効果で回収できるのではないかというふうに考えますので、一時的に工事費を出しても、十分そういった経費削減効果によって、その建設費を取り返せると考えております。

もちろん、単に経費削減というか、金銭的な面だけではなくて、支所も公民館も現在の建物よりずっと快適な新しい建物でサービスが受けられる、そういったサービスの改善効果もございまして、繰り返しになりますが、新しいプロスポーツの団体が入ってきて、地域活性化というプラスの効果もあります。そういうことで全体としては、町にとって十分

大きなプラス効果が得られる計画ということで進めさせていただきたいと考えております。
以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 今の時点では丁寧な説明だったと思います。

そこで、続いて第3点目ということですが、ホーリーホックについて、七会中学校を使用するに当たって、長期の使用を確約するような書面ということで、前に委員会等でも意見が出ました。それで本日ここに、ホーリーホックの沼田邦郎社長から要望書という形で町長に来ているというようなことで、今、目にしているんですが、ここからは、ちょっとサッカーについて専門、ちょっと細かい話になるんですがお願いをします。

基本的に、町長も認識していると思うんですか今、水戸ホーリーホックが、例えばJ2でプレーオフ6位圏内に残って、3位以上を確保して、プレーオフの優勝をしてJ1に上がるというようなことになる、その前提として、ケーズデンキスタジアムの座席数が足りないという問題があるわけですね。あと3,000席ほど足りないというようなお話を聞いています。やはり水戸ホーリーホックがモチベーションを高めて、J1を目指すためには、このケーズデンキスタジアムのスタンド席の増設は必須だと思っています。

この要望書の中にもあるように、それ以上に、その問題の前に、水戸ホーリーホックにとっては、今、練習試合もできない状況にあるんですね、自前のグラウンドで。それは、かつて水戸プラザホテルが建っていました河川敷があるんですが、そのグラウンドを使用していますが、水道が引けないというような状況がありまして、対戦チームも呼べないということで、ツインフィールドを使ったりして練習試合をしていると。もしくは遠征をして練習試合をしているというような状況と聞いています。また、クラブハウス等も整備されていないというようなことで、非常に余り恵まれない状況でクラブ運営をしていると。そういった中、上遠野町長が七会中の使用ということで、沼田社長に働きかけたというようなことですね。水戸ホーリーホックとしても、大変この話については前向きに検討して、積極的に城里町へということでお話を伺いました。

また、選手についても地域貢献というようなことで、選手及びスタッフに対しては、会社に近い城里町内に移住するように働きかける、また地域活性化に貢献するファン交流イベントの開催、サッカー教室の開催、学校訪問等にも心がけるというようなことを、この要望書にも書いてありますが、社長みずからも申してきました。

そういったことで、水戸ホーリーホックの活動が成功するように力をかしたいというふうに感じる次第であります。さて、ここで町長、ホーリーホックを支えているのは城里町だけではないわけですね。ファン、サポーター、それから近隣8市町村だと思うんですが、そういった動向を、これから水戸市が今、昨日のテレビだと850億からまた上がって、960億ぐらいになったという四大プロジェクトで、この四大プロジェクトは、恐らく

このままいけば1,000億は間違いなく超えるというふうに私も思っているんですが、そういった中で、ケーズデンキスタジアムなどというのは、市長を含め、水戸市はどう考えているのか、率直なところをお聞きしたいと思います。3回目です。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答させていただきます。

今回の水戸ホーリーホックのクラブハウスを城里町に誘致する件については、水戸市からもご理解をいただいております。高橋市長も新聞等のコメントで大変よいことだということでコメントが掲載されていたかと思えます。そういうことで、まず七会中のプロジェクトについては、水戸市のご理解も得て進めているということでございます。

一方、ケーズデンキスタジアムの改修については、水戸市で判断されることですので、私が余り込み入ったことを申し上げる立場にないわけですが、3,000席の増設に向けて、周辺の土地の購入費を水戸市のほうで予算として措置しているというふうに仄聞ではありますが伺っております。水戸市としても、いずれは1万5,000人のスタジアムにして、J1昇格の条件を整えられるのだろうというふうに推察をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 今回、この質問をするに当たっては、高校時代、中学時代、サッカーを一緒にした仲間、それから先輩、県庁の先輩とか後輩、それから水戸クラブですか、そういったところで電話で久しぶりにお話をして、30年ぶりぐらいで話をしても、この話題になると、すぐに、それはやろうよというふうな話になるというのは、何かスポーツの持つ力なのかなというふうに感じた次第です。

町長、これは今日の農業新聞に出ていたと思うんですが、日本農業新聞ですね、場所はちょっと忘れたんですが、ハンドボールチームを町で誘致しまして、そのハンドボールチームは農業をやるんですよ。これがイチゴ栽培なんです。イチゴ栽培をして、仕事を終えた後にハンドボールをすると。そのことを考えると、日本一の米をつくっている七会で、サッカー選手が米の田植えや刈り入れを手伝ったりやって、日本一の米を食べながら、日本一、J1を目指すというすばらしいキャッチフレーズができるじゃないかと思っています。非常に期待していますので頑張ってくださいと思います。

以上です。

続いて第2点、常設型住民投票条例制定の条例化に向けて、基本的な考えということで、町長にお話を伺いたいと思います。

これはまず資料が配付されました。まず条例の制定化に向けた町長の考え方をお聞きした後、何点か質問をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは質問に回答をさせていただきます。

常設型住民投票条例に対する私の基本的な考え方ということでございますが、選挙を通して、行政の責任者、地方自治体の長が選ばれるわけですが、その選挙に際しましては、その4年間、何が、どういう問題があるか、どういうことが行われるかということについて、全て争点として上がっていて、それが投票されているというわけではなくて、行政の長が選ばれた後、非常に重要な課題が後から提示されるということも情勢としてはあり得るわけですし、そういったときに、住民の意見を直接聞くという機会があるということは、公正で民主的な町政運営、町民の総意を町政に反映するという意味において有意義な点があるというふうに考えまして、常設型の住民投票条例を提案したわけでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） わかりました。それでは、若干、細かい点に触れていきますが、これは決して今定例会に上程されているわけではありません。説明の段階ということですから、町長の判断で6月定例もしくは9月定例等に提案されるのか、それとも考えを改めるのかは今後の推移を見守りますが、今の簡単な説明ですから、もうちょっと詳しいかなと思ったんですが、やたら簡単だったので、もう少し詳しいところを、こちらから指摘して聞いていきたいと思っております。

まず第1点ですが、今、目的はわかったんですけれども、住民投票に付することができる重要事項というのがあるわけですね。その重要事項については、町長はどう認識しているのか。また、重要事項から除外するというようなことがあるわけですが、それを確認の意味も含めてお聞きします。

それから、続いて2点目ですが、投票の資格者をどのように考えているのか。というのは、これは国籍条項等がありますので、それをお伺いします。

それから、請求資格者についてもお尋ねします。

それから、住民投票の期日についての考え。

そしてあと2点、住民投票に不可欠である情報の提供についてはどのように考えているか。

最後になりますが、住民投票の成立要件等をどのように考えているか。資料にはあるんですが、町長の直接説明を求めます。

以上。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答をさせていただきます。

ちょっと質問内容、メモをとらせていただきましたが、もし答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、投票の対象となるものは、重要事項というふうになっておりますが、それに対する考え方でございますけれども、例えば50万とか100万とか200万円ぐらいの予算の執行について、そのたびに住民投票請求がされていたのでは、それでは煩雑になってしまいますので、ある程度重要な事項に絞らなければいけないということでございまして、例えば5,000万円の契約については1本ごとに議会承認が必要ですから、例えば5,000万円以下のものというのは、当然、住民投票上の重要事項には該当しないのではないかとこのように思います。やはり数億円以上の、それはどこで切るかというのは、いろんな議論があるかと思いますが、例えば毎年の予算の1%以上の、例えば今、約100億円の予算ですから、そうすると1%だと1億円だし、あるいは3%とすれば3億円以上の案件が重要な事項というふうになるわけですが、そういったある程度金額の枠を設けて、重要な事項というのを定めていかないといけないというふうに考えております。

住民投票を1回行うごとに数百万円は投票費用がかかるとお思いますので、もし住民投票をやるとすれば、それに値するような重要な事項に限られるということでございます。

除外条件としては、重要事項以外に住民投票に適さない除外事項も考えております。例えば町の権限に属さない事項、例えばここに国道を引いてくれとか、そういったことは国が決定する事項ですので、あるいはこういう法律をつくってくれということだと、これは法律は国がつくるものですから住民投票になじまないということで除外条件として考えております。

そのほか特定の町民または特定の地域のみに関する事項、例えばこの人をこのポストにつけてくださいとか、重要なポストかもしれないですが、そういうのは住民投票になじまないと思うんですね。そのほか町の組織、町の人事に関する事項ですとか、そういったことを住民投票にそぐわない事項として考えております。

詳しくはお配りしました町民投票条例逐条解説のほうにも載っております。

それから次に、請求資格者と、投票の資格者ということですが、主に論点としてあり得るのが外国籍で城里町に住んでいる人について、住民投票、町民投票に参加する資格を付すべきか付さざるべきかという論点はあるかと思っております。実際にパブリックコメントにおいても、外国籍の人についても町民投票の投票権を持たせるべきだというようなパブリックコメントが寄せられております。私が考えました当初原案では、外国籍の方については投票権を、申しわけないですが付与しないというようなことで考えておりました。こういった点については、双方、賛成する方、反対する方、いろいろあるかと思っておりますので、今

後の議論をしっかりと見ていきたいというふうに、しっかりと耳を傾けていきたいというふうに考えております。

それから、期日についてですが、今回、城里町で考えております町民投票条例におきましては、11月の最終日曜日を毎年投票日として定めております。その意図は、翌年度の予算等に出てきた意見を反映するには、11月末までに意見をもらっておかないと、その後の予算編成等のタイミングとの兼ね合いで、物理的に反映することが難しくなるということで、11月の最終日曜日が投票日かどうかというふうに考えております。

また、これについては費用削減の狙いもございます。1年間で3つも4つも住民投票の請求があったとき、そのたびごとに投票するんじゃなくて、11月の最終日曜日にまとめて投票を行うことで、住民投票に係る費用を節約しようという考え方に基づいております。

それから、成立要件でございますが、成立要件については、投票資格者の3分の1以上、33%の投票率がないと住民投票は成立しないというふうに考えております。それは余り関心のない住民からすると、関心のないような事項について住民投票が請求されて、それで一部の人だけで賛成、反対を決めたとしても、それはちょっと住民の意思表示がされたとは解釈できないのではないかとということで、投票率条件ということで3分の1以上かどうかというふうに考えております。城里町の過去の選挙の投票率を考えると、もうちょっと高くても成立するような気もしますし、日本全体を見ると、3分の1というのは結構高い成立要件だと思いますし、この点、実際にこの条例は議会のご理解を得ないと成立しないので、議会の中で活発にご議論をいただいて、できれば議会で全体として一致できるような、そういった条文にして、これから考えていただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 質問じゃないんです。2点ほど抜けているので……

○議長（小松崎三夫君） 答弁漏れですか。

○5番（三村孝信君） そうです。請求資格者と、それから情報の提供について、2点お願いします。

○議長（小松崎三夫君） もう一度お願いします、2点。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 答弁漏れ、申しわけございません。それでは回答させていただきます。

まず、請求資格者ということですが、投票資格者ということでもよろしいですか、請求資格者、投票資格者、投票資格者につきましては……、請求、50分の1のほうですね。

住民投票の請求には50分の1という資格を設けております。これは今もさまざまな住民

請求で、例えば条例制定の請求は50分の1で請求できるということになっておりますので、そういった現行制度とのバランスを考えて50分の1というのが適切な人数ではないかと考えております。

それから、情報の提供についてということですが、これについては21条に記載がされておまして、選挙管理委員会は、投票日の2日前までに町民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び告示の内容、その他住民に対して必要な情報を、広報その他適当な方法により投票資格者に提供しなければならないということをごさしまして、そのとおりなんですけれども、内容としましては、投票資格者が適切な判断ができるような情報の提供をしないと、住民投票が適切に行われませんので、町としましても住民投票に付された案件については、丁寧な情報提供をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

さらに細かい点を尋ねます。

住民投票に付することができる重要事項の中で、除外の中には、議会の解散、議会議員または町長のリコールということについては自治法にあるので、それは除外されているというふうに理解をしております。

それから、請求資格者の中で、今尋ねたところですが、50分の1というのは、これは自治法の中のやはり条例の制定、改廃の直接請求権であります。非常に自治法の中でも、かなりハードルの低い直接請求権だと思っております。それ以外については3分の1という縛りがあるというふうに理解しているんですが、総務課長、ここで日本の中の常設型住民投票条例を制定している自治体数というのを知りたいんですが、まずそれ1点。

それから、住民投票投票資格者の、例えば50分の1という設定をしている自治体はあるのか。それから一番多いのは何分の1か、5分の1とか6分の1とありますよね、それをちょっとお尋ねします。

実はこれはどういうことかという、町長は、やはりハードルを低くすることによって、町民の意見を聞こうという意味だと思んですが、当町の人口、仮にどれぐらいで、18歳以上でということになると把握できていないところがあるんですが、400名を切る人間というのは間違いありません。そうすると、それで議決も何も要らないで住民投票条例ができるということになるわけで、この人数50分の1というのについては、いろいろ考えるところがあると思います。

それから、議会については、定数の12分の1以上の賛成ということですから、これは2人いればいいんですが、さて、しかし過半数の賛成により請求できるということは、これは議会に対してはかなりハードルを高くして、議員が住民投票条例をされるのを、町長と

しては余りよく思っていないのではないかというふうを感じるんですが、さて、一番問題なのは③なんですよ。議会にはかなり厳しいたがをはめておきながら、町長発議については、これはできるんですよね。住民投票の実施に際しては、議会と協議をしてその意見を求めなければならない。ただそれだけですから、町長はやると思えば、意見を聞けば、聞いても納得できなければやると。

私はこれは、要は議会と執行部が、首長が拮抗している、そういうところで町長としてはやりたいことができないよというので、住民の声をバックしてやるというような、時には何かこういったことが起こりそうな感じがするんですよ。この町長発議については、かなり議会の立場としては考えるところがあります。私も今回、議案として提案されているわけではないので、判断というのは、これはしっかり勉強してからにしますから、自分のちょっと検討する点だけを述べておきますが、今回は述べておきます。

その次ですけれども、期日についてはなるほどということです。

次に、情報の提供の中に、この住民投票というのは、どちらかといえば反対の意見が多くなるというのは、これはどの住民投票条例、結果を見ても明らかで、それはなぜかという、賛成はサイレントマジョリティーで、発言しない、投票に行かないということなんですよ。それを補完するとか、そのためにも住民投票の成立要件3分の1というのを設けているんでしょう。

懸念する点を1点述べます。住民投票というのは、聞き方次第で、イエス、ノーを誘導できるようなところがあるんですよ。アンケートなんかにも言えるんですが、だから十分な情報を提供するということが執行部には求められるというふうに考えています。

で、最後の点です。この情報の提供の中に、町長、議会並びに議会議員個々の意見は、住民投票の投票所へ掲示するようにしますというのがありますよね。さて、そうすると町長の意見は、これはいいですよ。議会の意見ということは、これは賛成か反対かということなんでしょうけれども、議員個々の意見を賛成か反対かとか述べるのであれば、何もこれは議会で議決したらいいじゃないですか、この矛盾を町長、どう考えるか。その辺細かい点はまた後にしますけれども、それだけ教えてください。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答させていただきます。

まず今回、町民投票条例の原案として示させていただいたもの、あるいはパブリックコメントを付した基本的な考え方、案についてというのは決定事項ではなくて、あくまでこういうことがどうでしょうかというふうな考えを聞いているにすぎませんので、まだ議案として提起されているわけではありませんので、これをたたき台にさせていただいて、ぜひ議会の中で議論をしていただいて、全会一致でこれだったらやっていけるというような条文ができれば一番よいというふうに考えています。個々の条文については、いろいろご議

論があるかと思えます。例えば50分の1、低くて結構だと思う方もいれば、もっと高くすべきだと考える方もいらっしゃると思えます。外国人に参政権を与えるべきだという方もいれば、そうでないという方もいらっしゃるかと思えます。情報提供についても、この案件について賛成、反対を、みんな執行部も議員も一人一人表明すべきだという考えもあれば、いや、それは必要ないと、白紙で住民に聞けばいいに足るという考えもあるでしょう。今この原案のとおり、何が何でも可決するという出しているわけではなくて、議論のたたき台としてお示したところですので、しっかりとした議論が熟して、全会一致という形になっていくのを期待するところでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長仲田不二雄君。

〔総務課長仲田不二雄君登壇〕

○総務課長（仲田不二雄君） 5番三村孝信議員さんのご質問にお答えいたします。

住民投票条例につきまして、全国で何市町村ぐらいあるのかというご質問でございました。全国でただいま投票条例があるのは52市町村でございます。その中で投票資格者で50分の1以上の者というものを規定している市町村につきましては、そこまではちょっと確認しておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

以上です。

○5番（三村孝信君） だいたい何分の1が……。それは把握していますか。

○総務課長（仲田不二雄君） 成立条件……

○5番（三村孝信君） いやいや、成立条件の中で全国的には何分の1ぐらいが、50分の1よりはもっとハードルにしても高いのがあるんじゃないかと思えますけれども。

○総務課長（仲田不二雄君） 確認しまして後ほど……

○5番（三村孝信君） それでは確認してください。

○議長（小松崎三夫君） いいですか。

5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 私も行政の立場になったときに、やはり議会が決して住民の意見を反映しているというふうには、そういうおごった考えは全くなかったですね。今もそれはいいです。それはなぜかという、選挙マターとして、住民投票で争われるようなことが取り上げられないということがある。それは一例でいえば、東海村の原発の問題だとか、そういうことです。

ですから、それは住民投票条例制定に向けて、全く反対するものではないんです。ただ、今回、この示された案について、議会内でもしっかりと勉強して検討した上で、今後どのようにするか、執行部とも協議していきたいと思えます。

本日は答弁ありがとうございました。以上で終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

休憩後は11番南條議員の一般質問から入ってまいります。よろしくお願いいたします。

午前11時55分休憩

午後 0時59分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

総務課長仲田不二雄君。

〔総務課長仲田不二雄君登壇〕

○総務課長（仲田不二雄君） それでは、5番三村孝信議員さんのご質問にお答えいたします。遅れまして申しわけありませんでした。

まず、町民投票条例化をしているのは、全国で52市町村、52自治体ございます。その中で町民投票の請求において署名数、投票者資格者数が城里町と同じ50分の1としている市町村が6市町村、次に3分の1としている市町村が10市町村、4分の1が4市町村、5分の1としているのが8市町村、6分の1が18市町村、8分の1が2市町村、10分の1が4市町村ということになっております。内訳となっております。

それから、城里町の投票者資格者数、平成27年2月2日現在でございますけれども、18歳以上で1万8,076人の資格者の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○5番（三村孝信君） 了解しました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、通告第3号、11番南條 治君の発言を一問一答方式で許可をいたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、通告により一般質問を一問一答方式で4項目いたします。

まず1点目、生活道路整備。続いて黒澤止幾の生家。次に環境センター。次に山桜の件等々について順次お伺いをいたします。

町長におかれましては、2月23日、町内小学生・中学生、16名の代表による子ども議会が初めて開催をされました。たくさんの積極的な質問に対し、前向きなわかりやすい答弁、大変ご苦労さまでした。子供たちの夢実現のためにも、議員の1人として、さらに努力しなくてはと強く痛感したところであります。

また、平成27年度町政懇談会、昨年10月21日から11月4日の日程で開催をされました。いろいろな質問に対して、既に対応済みのもの、その後の進捗状況など、広報紙でいち早く住民にお知らせするなど、町民の皆様との距離がさらに近い存在になったのではないかと

と思うところであります。町長として、町民1万9,815人のために、ぜひ大道を進んでいただきたいと思えます。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

1点目、生活道路の整備についてであります。救急緊急車両の通行に支障を来すところ、道路、特に町道等であります。何路線くらいあるのかお伺いをいたします。この件については、前町長のときにも質問をいたしました。水戸市消防本部北消防署城里出張所の方にお話をお伺いし、一日でも早い対応をしていただきたいと強い要望をし、前町長より理解をいただき、そのときに町長の答弁の中で、そのようなところから対応していきますという答弁をいただいております。時は既にもう経過をしております。防塵（ぼうじん）舗装、また最初は砂利道でも、最小限道幅だけでも確保していただきたい旨、要望をしたはずであります。道路については、特にお金がかかることも承知をしております。しかし、時と場合によっては人命にかかわることでもあります。聞き取りについてはさほど予算はかからないのではと考えております。現在の状況等で結構でありますので、お答えをいただきます。

次に、調査結果を踏まえ、これから対応、対処していく考えがあるのか、緊急救急車両がスムーズに円滑に活動作業ができることが、まず安心・安全につながる真のまちづくりと考えますが、お答えをいただきます。

1回目終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは11番南條 治議員の質問への回答をさせていただきます。

緊急車両の通行に支障のある路線についてということでございますが、中型以上の車両が進入できない路線は、外道を除いて、町内で40路線ほど確認をしております。これは消防署に確認した数字でございます。通行に支障のある道路に対応するため、消防としては消防団車両の更新時期において、小型消防ポンプ積載の四輪軽自動車に移行するなどの対応を進めております。

一方、ご質問のとおり、道路側の整備も進めなければならないというふうに考えております。緊急性、こういったところを優先して改善していかなければならないのか、しっかりと地域の意見などに真摯に耳を傾けて、今後とも道路の改良に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは再質問をさせていただきます。

町長のただいま答弁がございました。40路線ということであります。この40路線、多いととるか少ないととるか、人命にかかわる問題であります。そしてまた城里町の置かれている状況、町に総合病院がないというようなことを踏まえた中で、もう一度お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご指摘のとおり、救急病院等のない現在の城里町においては、やはり緊急車両が速やかに通行できる道路の整備というのは非常に重要であるというふうに思います。そういったところについては、しっかりと優先順位など、地域の意見をしっかりと伺いして、積極的に補修や改良を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは再質問をいたします。

担当課長にお聞きしたいんですが、現在、防塵舗装等で対応しているところは、町長が就任して以来、何カ所ぐらいあるのか。そしてこれから、やっぱり前の町長さんのときから、やっぱり課長さんにはお願いをしておりますが、とにかく努力してほしいという一念であります。今後、担当課長としてはどのように考えているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長 桧山正春君。

〔都市建設課長 桧山正春君登壇〕

○都市建設課長（桧山正春君） 11番南條議員さんの質問にお答えいたします。

平成28年度で防塵処理の道路をとりあえず2本計画をしております。今後その状況を見ながら、生活道路の舗装についても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ありがとうございます。

次に、黒澤止幾の生家についてお伺いをいたします。

黒澤止幾の生家については、教育長ご承知のとおり、桂村当時から紆余曲折、多くの方がさまざまなかわりの中で、さまざまな形で現在に至ったところであります。今、現実として生家と宅地が城里町のものであるということでもあります。居宅109平方メートルにつきましては、北方在住の大沢敏夫様から、平成26年12月22日に寄附をいただき、同27年6月5日、水戸地方法務局で移転登記がなされております。また、土地807平方メートルにつきましては、錫高野、桂ヶ丘開発株式会社様より、平成27年4月24日、寄附をいただ

き、同27年6月2日に登記により町に所有権が移記をされたところであります。

まず最初に、町としての考え、次に教育委員会の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

なお、建物については想像以上にひどい状況であるかと思われまます。生家は築400年と言われ、幕末に生まれ、波乱に満ちた生涯を送った、後に日本初の女性教師として、当時の歴史背景を検証することができる人物かと思いますが、町長と教育長の今後の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答をさせていただきます。

黒澤止幾の生家につきましては、本当に歴史的に価値のある建物で、今後、保存活用について、しっかりと議論を進めてまいりたいと思います。

ちょっとその方法論に入る前に、城里町文化財の指定について、文化財審議会のほうで出された答申が非常にすばらしい文章ですので、少しこの場で紹介をまずさせていただこうというふうに思います。ちょっと退屈かもしれませんが、ちょっと聞いてください。

黒澤止幾の生家について。城里町文化財指定について答申ということで、「現城里町錫高野に生まれた黒澤止幾——文化3年（1806年）から明治23年（1890年）まで生涯を生きられたわけですが——は、水戸藩第9代藩主徳川斉昭の雪冤行動、無実の罪を明らかにする行動により、後に幕末勤王の女傑と呼ばれ、また自宅で寺子屋の師匠を務め、学制発布後は、我が国最初の小学校女性教師の1人となった人物である。

生家は代々修験道場で寺子屋も開いており、止幾も祖父、吉荘からの訓育を受ける。現常陸太田市に嫁ぐも親と死別し、実家に戻って、後は娘と実母の暮らしの生計を行商等で支えるが、その間も各地の文化人と交流し、知識と教養を得るとともに自己の思想を形成していった。

安政6年（1859年）日米修好通商条約の調印と将軍継嗣問題で、大老井伊直弼と対立し謹慎に処せられていた徳川斉昭の雪冤のため、止幾は54歳で単身京都へ上る。天皇に長歌を献上しようとするが、安政の大獄のただ中で、止幾も大阪で捕えられ江戸送りとされた後、追放に処せられた。

その後、帰郷のかなった止幾は、家塾を再開し、明治5年の学制発布後、自宅を錫高野小学校として代用することを受け入れ、自身も68歳で小学校教師となった。塾であると同時に錫高野小学校の跡地というか、錫高野小学校だったということなんですね、あそこは。止幾が女性教師第1号と言われるゆえんだが、翌年、教師を辞した後も、明治23年に85歳で没するまで生涯にわたって地域の教育に尽力した。

なお、明治7年には、尊王の志厚く、国事に尽くし、安政5年、ひそかに上京し、幽囚

につくとともに、終始思想を変えなかったことを希特とし、明治政府より終身扶持米10石を下賜された。

本物件は、黒澤止幾の生家は、この黒澤止幾が生まれ育ち、生活を営み、師弟の教育に従事した場所である。また建物としては江戸時代の後期から末ごろの建築と見られ、上手に畳敷きの2部屋と縁の床上部、下に床板張り土間がある間取りである。8畳間には床と戸棚があり、10畳間とともに長押、天井がつき、外方に縁をめぐらせた質のよい構えで、畳敷きや土間部分など、柱など、軸部材もほぼ当初の部材が残り、改造も少なく、古民家としても貴重である

以上のことから、黒澤止幾生家を城里町文化財に指定することは妥当であると判断される」ということで、文化財に指定されたわけですが、本当にこういった、元塾であり、元錫高野小学校であり、またほとんどの部材が当時のまま残されている貴重な古民家でもあるということで、まさしく城里町の財産としてすばらしいものだと考えるわけでございます。

今後、保存活用について、どういうふうにやっていくか、今までは文化財審議会ということで、専門家、ほとんど会長の小山さんは城里の人だけれども、残り4人の委員は町外の人だよ、文化財審議会……、すみません、いろんな方が入っていますけれども、今度は保存活用に当たっての検討会に当たっては、地元の錫高野区の代表の方とか、いろんな方を入れて、どういうふう to 今後、保存活用を図っていくか、そういう話し合いを持っていきたいというふう to 考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 11番南條議員さんの質問に答えさせていただきます。

今、町長が概略というか、かなり詳しく説明をしていただきましたので、それに大体沿う形でいくと思います。

今、文化財審議委員会からの答申を読み上げてくださいました。その中でも江戸時代後期から末期の建築ということで、柱とか、そういう部材については、かなり建築された当時の形で、まだ保存されているということですので、そういうところを踏まえて、町として文化財史跡として、今回は指定されたわけですが、その保存活用については、その専門家、それから今、町長が申しましたような関係の方々を含めて検討するような組織を立ち上げ、どういうふう to 保存していくかというところを検討していきたいと。

やはり専門家の詳しい見識を持たないと、我々、判断することができませんので、そういう方向に進めていきたいというふう to 考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは再質問をさせていただきます。

以前にも関議員さんが、ニューモラル21という中で会長を務めた中で、県のほうにも随分働きかけをいたしました。そのときも黒澤止幾の生家、これは多分、建物については文化的なものではないと、そういうような評価をいただいたこともあります。しかしながら、黒澤止幾とその生家と土地、これは一体のもので考えていただきたいと思うわけでありませぬ。そのような観点から、まずその場所に建物をきちんと残していけるような方法でお願いをしたいわけですが、その辺についていま一度お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、例えば建物を1回取り壊して、どこかへ移しちゃうとかいうよりも、やはり今、実際に本当に黒澤止幾がいたあの場所で、ちゃんと保存活用するのが一番いいことかというふうに思っております。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは再質問をさせていただきます。

ただいま本人からご寄附をいただいたということで、お名前を出しました。そのことにつきまして本人からご了解をいただけたわけでありませぬ。個人情報もろもろありますので了解をいただきました。その中で、本人の話によりませぬと、黒澤止幾の生家の後ろに山があるんですね、記念碑が建っているわけです。その辺も含めた中で、町のほうで管理をしていただければというようなお話をいただきました。その件についても寄附をするような方向で、ご本人は考えているというような状況であります。

また、桂ヶ丘の社長さんとお会いしましてお話をしました。今現在ある建物についても、協力できればというようなお話はいただいております。

それで、教育の施設として、いい方法であの場所を残していただきたい。いま一度、夏には涼しいような場所でありませぬので、塾ではありませんが、そういう形の中で、今の子供たちに、何かそういう親近感を持って、夏のときに利用するというようなことも一つの手ではないかと思うわけでありませぬ。そういった形の中で、教育委員会として、何かこういう考えがあるというようなことがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 11番南條議員さんの質問に答えさせていただきます。

まだ建屋をどういうふうに保存するか、それからどういうふうに修繕・活用していったらいいかということを含めて、これから人選をし、検討していくという段階でございます。

今はっきりこうという方向性は示せませんが、議員さんのお考えを十分受けとめて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 偉大な人物でありますので、ぜひ保存に向けて努力をしていたきたいと思うところであります。

次に、3番の環境センターについてお伺いをいたします。

環境センターは建設から30年が経過をしております。これからも長寿命化を図るには、修理をしていかなければなりません。現在、町単独の施設となった今、耐用年数とその状況の見極め、これが非常に大事かと考えるところであります。現在の老朽化の状況と耐用年数、この辺についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。11番南條議員の質問にお答えをさせていただきます。

老朽化の現状と耐用年数はということですが、環境センターの老朽化の状況につきましても、操業開始から32年近くが経過し、焼却炉を初めとする機器は、経年劣化による老朽化が顕著にあらわれております。廃棄物施設における設備機器は、高温多湿や腐食等の過酷な条件に加え、機械的摩耗も避けられない状況下において稼働することが多いため、他の公共施設と比較すると性能低下で摩耗の進行が早いと言われておりますが、本町の環境センターでは、各設備の随時補修を繰り返して操業をしております。

施設の操業が一時でも停止いたしますと、町民生活に大きな影響が予測されておりますことから、環境センターの老朽化への抜本的な対策が急務となっております。

来年度から町民及び知識経験を有する方から意見を広く取り入れ、ごみ処理の広域化、施設の延命化、施設の更新など、長期的、総合的な視点で、一般廃棄物処理施設の整備に係る基本更新を定めるため、城里町一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置する考えでおります。

また、環境センターから排出される焼却残渣や不燃残渣などの処分は、エコフロンティアかさまや民間業者の最終処分場へ委託しておりますが、今後とも最終処分場確保のため、周辺自治体と緊密に連携を図り、埋め立て対象のごみの性状等が最終処分の受け入れ基準に適合していることを確認し、こちらのほうは民間委託を継続してまいりたいというふうに考えています。

やや広目に回答させていただきました。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま町長から老朽化がかなり進んでいるようなお答えをいただきました。そこで設置要件であります日量30トンの処理能力に対して、現在それをまだ満たしているのか。そしてまた天災については環境センターでそういったものを受けるということですね。火災については、現在のところ受けていないというような状況だと思います。火災の要するに木材等については、燃え殻というような扱いになりますので、恐らく産廃法からいくと、なかなか処理場ではお受けできないというのが現状かと思いますが、この日量30トン、これをまだ達成できているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町民課長金長典子君。

〔町民課長金長典子君登壇〕

○町民課長（金長典子君） 11番南條議員のご質問にお答えいたします。

容量については、設備補修工事等いろいろやりまして、まだ容量は大丈夫であります。

また、災害のごみなんです、火災ごみはエコフロンティアのほうにお願いしております。あと災害、地震とか台風などの被害のほうは、町のほうで容量、申請を受けて、それで協議しながらやっております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ご答弁ありがとうございます。

天災については罹災証明、それを添付して、処分量についても減免措置をとっているというようなことで理解をいたしました。

次に、山桜の件についてお伺いをいたします。

その後の進捗状況について何うわけではありますが、決して売り上げがどうかとか、品ぞろえがどうかとか、そういうことをお伺いするわけではありません。単刀直入に、使途不明金の件はどうなったのかということをお伺いをいたします。私の顔も三度までというような言葉がありますが、事態はどのようになっているのか、事態という言葉は余りいい言葉ではありませんが、どうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは質問に回答をさせていただきます。

山桜の経営関係につきましては、昨年、税理士の調査後に不明金等が認められたため、弁護士と相談し、調査確認を行ってまいりました。弁護士が調査した結果を、山桜役員会に報告しましたところ、1,550万円の損害賠償を求める訴訟を行うということで取締役会

で決定を行いまして、3月1日に、弁護士より訴訟書類の提出を裁判所に行いました。

原告、訴える人は、株式会社物産センター「山桜」でございます。被告、訴えられる人は、元店長の牛久保昭彦さん、それから元監査委員の塚田誠さん、それから元監査委員の阿久津博子さんの3名でございます。

訴えの内容でございますが、現金の簿外流出分、現金が帳簿の外に流れ、失われてしまった分について、連帯して1,550万円を払ってくださいという内容でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 1,550万というようなお話がありました。これは決して少ない金額ではないと思います。ぜひ、弁護士というようなことで、これから訴訟になるんですが、町としてもきちんとした幕引きをお願いをするところであります。

そこで、株式会社法からいく社長の責任、これについて町長はどのようにお考えをいたしているのかお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問に回答させていただきます。

社長の責任というか、ご質問の趣旨は、この1,550万円が流出したときの社長、前阿久津藤男社長の責任という趣旨の質問だと理解しますが、それにつきましては、弁護士と相談をいたしました。相談いたしましたところ、非常勤の代表取締役の法的責任というのは問えないのが通常ではないかというのが判断でございました。

例え話になりますが、いろんところで、いろん上場企業において、従業員による使い込み事件とか、そういうのがあったときに、直ちに代表取締役である社長、銀行でも使い込みがあったら、その頭取が裁判の対象になったり、あるいは責任の対象になるかという、そうではないようでして、今回の事案に関しましても、弁護士の見解としては、基本的には流出させてしまった本人と、会計をチェックする監査役が責任の対象となるということでございましたので、法律の専門家の判断に従い、そのような対象となったものでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは再質問をいたします。

それでは、要するにこれから訴訟を起こすに当たって、3名ということで限定をしいわけですね。いま一度お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そのとおりでございます。正確には、もう既に訴えを3月1日に裁判所に届けておりますので、もう既に裁判の手續は始まっております。3名が対象でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ありがとうございます。

いずれにしても、町民も非常に関心を持っている事柄でありますので、ぜひ早い決着をしていただきたいと考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で11番南條 治君の一般質問を終結をいたします。

次に、通告第4号、6番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 今日、最後のご質問だと思います。

議席番号6番河原井でございます。よろしくお願いたします。

東日本大震災からはや5年が経過をいたしました。犠牲になられた多くの方々に対して哀悼の意を表するとともに、まだ苦難の生活で忍び耐えて歩んでいらっしゃる被災者の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、質問に入っていくわけでありましてけれども、大きく分けて2点であります。

まずは、行政の組織再編、今回の議会にも上程をされております案件でございます。

2点目には、子ども議会という形であります。

まず最初に、行政再編、行政の仕組みを変えていくんだということでありまして、それについてお伺いをしていきますけれども、幾つか議案の中にもありました事務分掌を含めていまして名称が変更すると。11課から13課になって3局という形になるかと思いますが、変わった部分だけ、ちょっと読み上げさせていただきますが、まちづくりの戦略課というものができますね。それから地域防災室というのが独立を総務からする。それから旧財政が財務課という形になりますし、健康保険課、さらには長寿応援課、さらには福祉子供課、特に注目しているのは農業政策課でもありますが、いずれにしても、こういった名前を変えて、組織を変えていくという思いをお持ちでいらっしゃると思いますので、町長からまず、なぜこの組織を再編をしていくのか。この名前の思い、意義、さらには総合的な思いは結構ですが、これから何をするのか、何をするために名前を変えるのか。さらには事務分掌を含め、さまざまな組織再編をする上で、どのような方向性で、午前中にもご答弁の中で、イメージーション、想像力を膨らませるというお話がありましたが、

それを踏まえた上で総体的に、この組織再編について、まず大枠で結構ですのでお伺いをさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは6番河原井議員のご質問に回答をさせていただきます。

行政組織の再編についてということですが、社会環境が激しく変化する中、住民の要望に沿った効率的な行政のために、組織改革を実施することにいたしました。

合併以来10年がたちましたが、多くの自治体で組織改正が行われ、時代の変化に機能的に対応できるような、そういった組織をつくってきております。城里町においても合併10年が過ぎましたが、これを機に組織をつくり直して、住民からの声にしっかりと応えられるような組織をつくってまいりたいと考えております。

再編が行われます新たな課の事務分掌と狙いについて、一つ一つお答えしたいと思います。

まず、総務課と企画財政課の2課を、まちづくり戦略課、総務課、財務課の3課に分けます。まず企画財政課のところですが、予算を要求する課と、それから予算を査定する課というのは、普通は分かれているんですけども、企画財政課だけは一緒だというのは、やはり組織論としては分けるべきという点で、財政関係と企画関係を分けさせていただきました。その上で、一方、総務課のほうからは秘書広聴、それから産業振興課の商工観光の3つの機能を1つに集めまして、まちづくり戦略課を発足させるということですが、まちづくり戦略課の目的は、全体的な企画政策の調整、それからそれを内外に広く知らしめる広報・広聴機能、そして広報・広聴と関連がありますが、観光PR、それから商工業の育成といったことを行ってまいります。町民の声をもとに、まちづくりの方針を策定し、それぞれの事業について担当課と連携調整をしながら、全庁的にまちづくりを展開していく取りまとめ部門としての役割も持っております。

一方、総務課のほうは、庶務、人事、防災を担当することになります。今まであった秘書広報部門が戦略課のほうに行きますので、庶務、人事、防災が総務課の役割となってまいります。

防災については、今まで2人でやっておりましたが、総務課内に防災室ということで、室を設けまして、人員も増やして、豪雨、原発災害など、対応する体制強化を図って、町の安全・安心をつくる防災活動の司令塔として、しっかりと機能していただいたいというふうに思っております。

また、東日本大震災の際、こういった反省点があったか、今後どういうふうに改善をしていったらいいかということについても、この防災室のほうで取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

総務課、企画財政課のうち、財務関係が分かれて財務課になるわけですが、ここに関しては、今でいうところの管財係と財政係が独立して一つの課となりまして、予算の査定ですとか入札の管理だとか、そういったことを行っていくことになります。それから町の保有する財産管理なども財政課が行っていくということになります。

次に、保険課と健康福祉課の問題ですが、これに関しましては、2課の仕事が非常に複雑に、2課の例えば健康ですとか、子育てですとか、お年寄り関係の施策が2つの課にまたがり、わかりにくい部分がありましたので、これを整理するために3課に分けていきたいというふうに考えております。健康保険課、長寿応援課、福祉子供課の3課に再編をいたします。

例えば健康診断に関しては、今まで保険課で行っている健康診断、健康事業と、健康福祉課で行っている健康診断、健康増進事業がありましたが、そういったものは1本にまとめられて、健康保険課で健康診断とか健康増進という活動は集約されて行っていくということになります。それから、国民健康保険、国民年金といった保険関係も、この健康保険課にまとめられていくこととなります。

それから次に、長寿応援課のほうですが、ここはお年寄り関係の施策をまとめていくこととなります。お年寄り関係も健康福祉課でやる部分と、保険課で行っている介護保険関係と分かれておりましたが、長寿応援課でお年寄り関係の施策をまとめていくこととなります。具体的には介護保険関係、包括支援センター、それから特別養護老人ホームの建設プロジェクト、それから敬老会など、そういったお年寄りに関する施策を、長寿応援課がまとめていくという形となります。

そして最後が福祉子供課でございますが、福祉子供課においては、子供関係の施策、保育園ですとか、それから幼稚園の、一部教育委員会に残るところもあるんですけども、子供関係の施策、それから障害者関係とか、あとは細かいところでいくとDV対策とか、自殺対策とか、そういった健康保険課、長寿応援課に入らない、福祉関係のさまざまな施策は、この福祉子供課に入っていくということになります。

こういった3課体制にすることで、それぞれ対象とする内容が、最初わかりにくいかもしれませんが、しばらくすれば、今よりずっとわかりやすい形で仕事を進めることができるのではないかと考えています。

また、産業振興課と農業委員会事務局を合わせて農業政策課をつくりまして、課長を農業委員会事務局と兼務して、農業政策を統一して展開し、農地の集約や耕作放棄地対策、新規就農対策などを取りまとめていくことになるというふうに考えております。

農業委員会につきましては、法改正があって、独立した現在の制度から、町による任命制に農業委員が変わっていくなど、農業委員会と行政の農業政策部門の一体化が、国の政策としても進められておりますが、それに対応して、町としましても農業委員会と農政部門を一体化していこうというふうに考えております。これによって、農業委員会の持ってい

る情報と、今、産業振興課が持っている予算というのが一体となって活用され、農業の振興に大きな力を果たすものだというふうに考えております。

以上でございます。長くなりました。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ご丁寧に答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

4点ほど通告しておりますので確認をしていきたいというふうに思っています。

まず、まちづくり戦略課という話の中で、先ほど答弁の中で、町民の声を、住民の声を聞くんだというお話でありますけれども、こういった形、組織図ができて、まだ間もないのかなと思いますし、まだこれから議会を通して具体的に動き出すというふうに思うんですけれども、この町民の声の聞き方、受け皿として、先ほどのお話で言うと、この地域の総合戦略室、課だというふうに、しかもサッカーで言うと司令塔の役割をする、調整をしていくという大事な課なんだろうなというふうに思いますし、かなり分厚い、さまざまな事務分掌で見ましても、かなりコアな部分だと思います。

そういったところに直接、住民の声が届くようなシステム構築というのは、現段階ではどのように想定をされているのか、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目に入っていきますけれども、防災についてです。

先ほど総括、東日本大震災の総括、昨年度も質問させていただいたんでかすが、過去4年間し得なかった。1年たって、今年5年目になりますが、その総括という意味合いにおいて、実際、どういうふうな総括がされているのかというのは、現状、どうなのかというのは、ちょっと答弁の中でわかりづらかったので具体的に、考えてないということはないでしょうから、その総括についてどういうふうに考えていらっしゃるのか。

その中で、この防災室が独立をしていくという形になっていきますので、この中では、やはり前々から各議員、議会のほうからも、住民の方からも要望があったと思いますけれども、避難訓練というのが、なかなか全体訓練というんですか、避難訓練ができない、やっていないんじゃないかというようなご指摘があったかと思います。

そういう中において、最近では避難訓練に対して、今までは全体でみんなでわーっと避難訓練をする。シェイクアウト訓練とか、水戸なんかでもやっていますけれども、そういうものだけじゃなくて、実はちょっと調べてみますと、避難訓練の新しい形ということで、ディグとかハグという避難訓練の仕方があるそうです。まずこのディグという方法なんです、災害図上訓練、いわゆる災害時のハザードマップ等を使って、その地図上にラインを引きながら、どういうふうな例えば水害であったり震災もそうだと思うんですが、どういうところに、その地図上で災害箇所をマーキングし、そこからどのように逃げていくのかということで、デスクワークをしながら、一つの形としてつくれるということでありま。これは頭文字、災害のディザスター、それから想像力、イマジネーション、それから

ゲームという形で、その3つの英語の頭文字をとって、DIGのディグと呼ぶらしいんですけれども、こういった訓練も災害対策室中で、ぜひ、まずできる範囲の中でできる最初の避難訓練の仕方かなということを、まずご提案をさせていただきます。

さらに、ハグというHUG、これは日本語なんですけれども、避難所運営ゲームというらしいです。いわゆる避難所の、実際に震災のときに、誰が避難所を設置して運営するかということは、やはり各地域のコミュニティー等々で、避難訓練の仕方、やり方等々を模索するんですけれども、なかなかやっぱりそういう練習、訓練をしていないと、何かあった際に、すぐ対応ができないということがあります。ですから、その避難所の運営のゲームというふうになっていますけれども、ハグという、そういうシステムをぜひ地域コミュニティーと連携しながら、防災室が先頭に立ちながら、さらには地域のまちづくりの戦略課も連携をしながらと思いますが、ご検討いただければと思います。この2点、防災関係についてご提案をさせていただきますので、早速できる活動かなと思いますので、まずご検討いただけるかどうか、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、財政についてであります。先ほど来、財政についてはお金がないんだ、知恵と工夫で何とかしよう、さらには歳出を削減しよう、さまざまなお話がありました。交付税の特例措置の5年間、いわゆる特例措置の部分が措置終了に伴って、今後この5年間、毎年の減額分とか、さまざま以前にも議会にもありましたけれども、そういう財政面、今の現状や課題や、さらにそういった部分について、具体的に数字をもうちょっと、担当所管の課長を含めてお示しをいただければというふうに思います。

さらに、もちろんこの財政の問題については、一番大きな大事なお話かと思えますし、何をするのにも、やっぱりお金が必要だということもありますので、そういうことも踏まえて、この財務課、財政課、財務課においては、今後この組織再編をした上で、どのような行動を、アクションを起こしていくのかのイメージをお聞かせいただければというふうに思います。

4点目になりますけれども、この農業政策課というのがあります。さまざまこの全国でいえば、実は新規就農者、約40代以下の新規就農者は、2007年から比べると22%増し、2万1,600人ぐらいだったですか、2015年かの調べの中では。いずれにしても農業をやりたい若者がめちゃくちゃ日本にはいるということ。さらに言えば、城里町は基幹産業は農業だという位置づけを、総合戦略にもありますが載っています。そういう兼ね合いにおいて、どのような形で、その農業政策、若手を引き入れるか。人口減の問題も騒がれております。地方創生の問題も課題もさまざまあると思いますけれども、この農業政策について、具体的な、さらに変えていって、どのようなイメージ、よく言われるのが、人・農地プランをつくって、それで農地を集約して、そこに若手の農家やさまざま既存の農家に就農給付金150万のものを渡しながら育ていくんだ、技術力を高めていってもらんだ、それから6次産業化の問題だというふうにありますけれども、さらに、具体的に何か、もし今

後、この政策の中において、今まで聞いた答弁以外に、プラン、アイデアがあれば、お示しをいただければと思います。新しい組織再編の中において、どのようなビジョンがあるか、ちょっと踏み込んだ形で、もし答弁いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えさせていただきます。質問ありがとうございます。

まず、防災について質問をいただきました。図上訓練を行ってはどうかというご提案、それから大震災の総括というか、そういったものはどうなっているのかということでございますが、本当に図上訓練というのも大変参考になるご指摘で、今後、地域防災室が発足した折、そういったものやってみるようというふうに指示を出したいというふうに思います。

それから、震災の総括の方なんですけど、作業は進めておるんですけど、いかんせん、最近、火事や、それから水害が大変増えておまして、なかなか書類、報告書としての取りまとめまでには至っておらず、本当にお待たせして申しわけないというふうに思っておりますが、体制を強化して、しっかりとまとめていきたいというふうに思っております。

次に、財政についてご質問がありましたけど、詳しくはこの後、企画財政課長から答弁をさせたいと思いますが、合併10年たって、これから交付税が減ってくるということで、今年も交付税が減ってきておりますが、その減り幅について、激変緩和ということで、当初よりも減らさないというような話が後から出てきたり、あるいは地方創生絡みで、新たな交付金が配布されるとか配布されないとか、さまざまなお話が出てきていますけれども、そういった形で、別の形で交付税が来る可能性なども言われておまして、実際、幾ら来るのかというのは、なかなかこうだというふうに断定的には言えないんですが、当初予定よりは減らされないような情勢かなというふうに見ております。

企画財政課長から、この後、現状、わかっているところまでのところで答弁をさせたいというふうに思います。

それから、農業政策についてご質問をいただきました。

農業政策、どういったことをやっていくのかということですが、来年度、一番農業政策で新規事業として、これは農業政策なのか、商工業政策なのかというのは微妙なところですが、一番大きな金額で、ほぼ新規で1億円が計上されているのがふるさと納税の件でございます。これは収入も外から入ってくるので、収入の裏づけがあるわけですが、圧倒的に返戻品としてはお米が出ていくというふうに思います。先週の土曜日、道の駅かつらの生産者総会をやまして、精米1キロ400円、ただし道の駅かつらの手数料18%が入りますから、実際は三百二、三十円になるんですが、精米1キロ当たり、そういう価格

で買い取らせてもらうので、どんどん納品してほしいと。それを道の駅から全国にお米をお届けするというので、会員の方々に説明をしたところですが、週末、1週間で、最近、どんどん出荷のペースが上がってきていまして、1週間で5トンぐらいのお米の出荷が道の駅かつらで発生をしております。それだけ全国から城里町のお米が欲しいということで、ふるさと納税が来ているわけですが、こういった形で農産物をどんどん全国に出荷するお手伝いをしていく形で、城里町の農業を支えてまいりたいというふうに考えております。

そのほか野菜ですとか果物等についても、加工などで配送ができるような商品開発なども応援したいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長鯉淵弘之君。

〔企画財政課長鯉淵弘之君登壇〕

○企画財政課長（鯉淵弘之君） 6番河原井議員にお答えいたします。

財政についてでございますが、普通交付税の特例措置の縮減に伴う減額率でございますが、平成27年度から31年度にかけて段階的に縮減が始まります。27年度の普通交付税額が40億937万1,000円のうち、合併算定がえ分の交付税額は、算定額の7億1,302万7,000円の90%の6億4,148万円が交付されます。28年度以降、交付額は算定額の70%、平成29年度が50%、30年度が30%、31年度が10%と段階的に縮減され、32年度の合併算定がえ分の交付額はゼロとなります。

今後より効率的で効果的な財政運営が図られるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ありがとうございます。

町長、ちょっとお聞きしたかったのは、まちづくり戦略課において、住民の意見をどのように集約するイメージを持っていられるか。再度ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにしても、財政についても本当に枠が減らされていく分だったりあるという話でありますし、我々、議会としても議員としてもなんですが、やはり財政、刻一刻と本当に、この状況も時代の流れも大きく変わっていくという流れの中で、やはりもっともっと密着して勉強させていただかなきゃいけないなというふうにも思っています。

そういったところで、単独として財務課がきちっとした形で独立をしていく形の中で、やはりもちろん財政規律、視点を持ってバランス感覚を含めて、何というんでしょうか、費用対効果というんですか、そういったものも一緒に確認しながら進めていけるような部署になっていただきたいというふうなお願いを申し上げさせていただきます。

農業政策に関しては、ふるさと納税が物すごい勢いでお米ですか、売れているというお話なんですけれども、非常にすばらしいことだというふうには思います。ただ、ここで確認したいのは、既存の農家さんの生産、所得を上げるというのはとても大事な政策理念の一環ではあります。しかしながら、今後将来、10年、20年、30年後の中長期的なスパンで見たときに、やはり若手の新規就農者の支援というのが、これは必要不可欠であります。なぜならば、そういう人たちがいなければ、売のお米さえなくなってしまう、売のお野菜さえなくなってしまう、そういう状況というのを回避するために、実はある自治体、全国のある自治体の、たくさんあるんですけれども、1個だけ、じゃ、今日は1つだけご報告しますと、新規就農者の就農の支援準備金の中で、いろんな方がありますけれども、農業の新規就農の参入型の準備金という形で、ご存じだと思うんですが、150万ずつ年間渡している。実はその自治体は、150万にその市独自で90万円をプラスします。そうすると240万円になります。一月約20万円を新規就農者に預けるという形になります。

その新規就農者の集め方は公募という形で農業、その地域にやる気のある方を選定するんですけれども、ここからなんです、ポイントは。その地域で農業をやりますよねという前提なんですけれども、約2年間、もしか3年間なんです、逆に言えば市長、その自治体の外、正確に言うと、県外の有能な実績を持つような農業生産法人とかに留学をさせるというシステムです。逆に、さまざまな生産の現場を知っていて、そういったある意味コラボレーションをやったり、連携を事業提携をしながら、その農家に農業生産法人に働いてもらって、そこでの経営ノウハウ、さらには一番大事な技術なんです、どういってお野菜、果物をつくるのか、お米をつくるのか、そういうものを勉強させるという留学制度をとっています。これは国内の話なんですけれども、そういうようなことをやっている自治体があります。つまり自治体の中で、もちろん城里町にも優秀な農家の方は、技術指導者はいるかと思えますけれども、さらに今後、戦略的なお野菜をつくろう、果物をつくろう、お米をつくろうといったときに、他県、県外に留学をさせて、しっかり技術を覚えて、経営ノウハウを持って帰っていただいて、地域の中で技術指導、経営を能力を發揮していただいて、それに対して支援をしていって、一つのいわゆるスターというんですか、そういう部分も逆に留学させて戻ってきてもらって経営をしてもらうとかというような自治体もあつたりします。

今までの既成概念というか、自治体の中で育て育て、技術者を農家を育てていくというシステムが、これから先は、なかなか難しいのかという感じもしています。というのは、いろいろ栽培技術も進歩していますので、北は北海道から南は沖縄まで、さまざまな野菜や果物がありますので、そういう具体的なものについて、戦略的に、それこそまさにまちづくり戦略が考えていくことなのかもしれませんけれども、物をつくって、きちっと売れる商品を、どういうふうに戦略的にこの城里町で育てていくか、ブランド品をつくっていくかということも、同時に考えていただければいいかなというふうに思っています。

当然、農地の集約であったり、新規就農者を集める、前回の議会での答弁でも、町長は年間3人ほどの新規就農者をお呼びしたいという話でありましたから、比較的難しい話ではないと思います。農業をやりたい人は、全国の調査の中でもあります。ただ、しかしながら、1年目、2年目を超えていく、要は3年目、4年目に新規就農者が残っていく確率というのは、実はある機関の調べによると14%しか残らないというんですね。結局、食べていける農業で3年目、4年目で新規就農者が生き残っていくのは14%しかないというような情報もありますが、そういったことも含めて、地域の総合戦略の中で考えていただければいいなというふうに思いますので、幾つかのことについて、再度その考えと方向性、そしてその町長の政策理念も含めた上で、いま一度、お話をお伺いしたいと思います。

いずれにしましても、町民の窓口としての声を受けとめる場所について、再度ちょっと確認させてください。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答をさせていただきます。

まちづくり戦略課において、どのようにして、町民の要望をすくい上げていくのかということというご質問ですが、これまでもやってきたこととしましては、目安箱の設置と、それから出てきた意見のすくい上げ、それから町民懇談会の開催による意見のすくい上げ、それから区長さんからの要望に対する対応、さらにコミュニティーカフェ、町じゅうカフェというか、移動カフェを去年やりましたけれども、地域おこし協力隊を5名採用することができましたので、コミュニティーカフェをやるということで応募をしておりますので、そういった地域おこし協力隊によるコミュニティーカフェによる意見聴取、そういった機会を利用して、住民の意見を丁寧にすくい上げていきたいというふうに考えておりますし、また、こういうやり方はどうか、あるいは子ども議会も意見聴取の機会としてございますので、この次の質問にもかかわりますが、継続的に行っていききたいというふうに考えております。

農業について、若手の新規就農者を獲得して、またそういった方をしっかりと先進地で勉強させて、食べていける農業を覚えていってもらおうというご提案で、本当にそういったことをやっていけたらいいというふうに思っておりますが、城里町においては、昨年も若手の女性の方ですが、新規就農者がございました。大変やる気のある方で、これから継続的に農業をやったださるんだというふうに思っております。

今後こういった若手の農業者を新規就農をさせていきたいというふうに思いますし、城里町においては、地域おこし協力隊がコミュニティーカフェとか、そういった方向で募集しましたけれども、自治体によっては、地域おこし協力隊に農業をやっもらうという考えで、地域おこし協力隊を募集している自治体もあるやに聞いております。

いろんな制度を活用して、農業をしっかりと活性化させていきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 河原井議員、これは答弁漏れはないですか。

6番河原井議員。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ありがとうございます。

いずれにしても、効率的に、機能的に、この組織再編が機能していくことを心よりご祈念申し上げながら、次の質問へと移ってまいります。

次のご質問に関しては、子ども議会についてであります。

実は私、控室でテレビ画面を通して見学をさせていただいておりましたけれども、実は子ども議会に対して刺激を受けた一人でもございます。非常におもしろい、さらには核心を突くきちっとしたいい議会だったんじゃないかなというふうに思います。町長もふだんの議会よりもさらに力が入ったご答弁をされていたので印象的でありましたけれども、内容を見ますと、小学校、中学生、常北、桂、七会としまして、シルバー人材の現状と課題とか、文化財はどうなんだと、観光振興についてはどうするんだ、空き家対策は、緊急の救命体制、病院なんかもどうなんだという話もありましたし、さらには町の財政状況についてもお聞きになっていたというふうに思います。

こういった、今、一つの形としてきちっと、先ほども町長からお話がありましたけれども、子供たちの意見、いわゆる町民の声を聞くと。一つの一環の動きだというふうに思います。

この経緯というか、形として、何かもしこの子ども議会に当たりまして舞台裏というか、どのような形でエピソードというか、何か議会、2月23日を迎えるまでに当たって、どのような子供たちとの接点とか、エピソードとか、舞台裏のちょっと話を少しお聞かせいただければと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答をさせていただきます。

子ども議会については、私も大変刺激を受けました。こんなにしっかりした質問が来るのかと思って驚きをもって当日の議会を迎えました。

子供たちにとっては、本当にその日を迎えるまで、何度も何度も勉強をしたり、先生の指導を受けたりして、出るときまでに相当町の行政について詳しくなっただと思いますし、町の政治や行政に対する関心も高まったと思いますし、一生の思い出になったのではないかなというふうに思います。

当日も申し上げましたが、当日、出場した16人のためだけではなくて、16人の方は代表

で出たのだから、友人や知人にも、そこで得たものを伝えていってほしいというようなことをお願いしたところですが、そこに至るまでの過程なんです、私も当日の開会式と当日の答弁をしたんですが、その間の過程は、実務のほうは総務課長が行いましたので、総務課長からその途中経過について答弁をさせたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長仲田不二雄君。

〔総務課長仲田不二雄君登壇〕

○総務課長（仲田不二雄君） 6番河原井議員さんの子ども議会についてのご質問についてご説明させていただきます。

子ども議会の開催までの経過でございますけれども、まず最初に担当します総務課、議会事務局、教育委員会の3課で集まりをいたしまして、まず子ども議会の開催に向けての意思統一と申しますか、そういったお話し合いをいたしました。その後、学校長会へ子ども議会開催への協力依頼をし、了解を得た後に、開催時期や議員の数等の選出に向けての検討を学校長会のほうへお願いをいたしました。そういったまず下準備をいたしましてから、さらには方針等を3課でできましてから、実行委員会を3課で立ち上げまして、学校の先生方との担当者会議、それから子ども議会を対象といたしました事前勉強会、事前リハーサル、町議会議員の皆さんとの協議というように、それぞれ約10回ほど開催、会議のほうを重ねてまいりまして、2月23日、子ども議会開催という運びとなったということでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 大変お疲れさまでした。

刺激を受けた一人でいらっしゃるというお話であります。

やはり幾つかちょっとお声というか、ご提案をさせていただきたいのは、やはり傍聴席が少ないということもありました。さらには平日の昼間であったということ、できれば土曜日、日曜日のお休み、もしくは夏休みや冬休み、さらにはおじいちゃん、おばあちゃん、お父さんやお母さんたちが見られるような、ある程度大きい場所、コミセンの場所であったり、少し比較的会場の広い場所で子供たちの立派な質問等々をもっと聞きたいという声もありましたので、そういうことに対して、どのようにお考えになるか。

さらにはまた、こういう形でブラッシュアップをしながら、子ども議会というのを引き続き開催していくかどうかについて、再度確認させていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。回答させていただきます。

まず、今後も開催していきたいというふうに思いますので、議会の皆様方にはご協力を

お願いしたいというふうに思っております。

今後も継続していくに当たって、どこでやるか、どういう人を集めるか、どういう日取りでやるか、そういったことについては、毎年、反省会を行って、ここを改善しようということで、改善を繰り返しながらやっていきたいと思っております。

来年の実施も早目に取り組みを始めて、今年いただいたご意見、こういうふうに改善すべきじゃないかというふうにいただいたご意見を反映して、来年度開催したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ぜひ、前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

先ほどまちづくりの戦略化の中においても、子ども議会、そういった意見を聞く場所としてお示し、有効な手段だというふうにありました。確かに子ども議会、そういった形というのは非常に大事な部分だと思います。そういったことで、逆に私のほうから提案させていただきますのは、子ども議会に、先ほどの町民の声を聞くんだというような意識の中で、子ども議会を上げられたように、やはり農業の方、例えば農業議会だったり、商店街、商工業者の方々、商工の議会であったり、さらには長寿応援課というのがあると思いますが、長寿議会だったり、おじいちゃん、おばあちゃんたちに参加していただく。

これは基本的に、目安箱をやったり町政懇話会をやったりして、要望という形ではよく聞かれると思うんですが、具体的な政策としてご提案という形の中で議論する場所というのを、将来この地域総合のまちづくり戦略課の中でご検討いただけないかなというふうに思います。

さまざまな、本当に優秀な人材が地域にはいます。そういった場所でなかなか声を上げるのにつらい場所があります。もちろん公募というやり方もありますし、いろいろこちらからお願いするというやり方もあるかもしれませんが、いずれにしても住民の声を聞く、こういう場所できちとした形で政策論議をしていける、その政策理念にのっとった形で、どのような動きがあるのかというものも含めて、子ども議会を中心にしながら、一つの形ができているかと思っておりますので、そういうものも含めて、ご検討いただけるかどうか、次の組織再編の中においてご検討いただければと思いますが、それについてお考えのほうをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

子ども議会のほか、農業議会とか商工業議会、お年寄り議会など、そういった議会を開いたらどうかというご提案だったと思います。全部やるのはちょっと難しいかなという感

じはするんですが、子ども議会のあり方とともに、そういったほかの各層の意見をどうやってうまくコミュニケーションをとってすくい上げていくか、そういった会議体のあり方について、よく勉強していきたいというふうに思います。

いろんな審議会とか、何とか検討委員会というのは、たくさん立ち上がるんですけども、そこで恐らく話し合いも今も行われているのかもしれないんですが、どうもそれがうまく政策としてまとめ切れていないところもあるかと思いますので、大変有用な提案だと思いますので、そういった会議体のあり方について、よく研究してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 前向きな答弁ありがとうございました。

いずれにしましても、組織再編の中において、今後の町政発展のために尽力させていただくことをご祈念申し上げながら、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で6番河原井大介君の一般質問を終結をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催をいたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 2時25分休憩

午後 2時48分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、16日は議事整理のため休会とし、17日は午前10時に本会議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前には議員控室にご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時50分散会